

令和 8 年度 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No.20 指定計画相談支援 (特定相談支援)

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業者の名称			
事業所番号	4 6 3		
指導年月日	令和 年 月 日		
指導調書作成担当者			
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	
連 絡 先 等	電話		
	F A X		
	Eメール アドレス		
	H P アドレス		
指 導 監 査 課 (市)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	

※ 太枠内のみ事業所において記入してください。

※ **A 4 両面印刷**で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去3年の出席状況＞

令和	年度・・・	(出席 ・ 欠席)
令和	年度・・・	(出席 ・ 欠席)
令和	年度・・・	(出席 ・ 欠席)

- 集団指導は、毎年開催し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I 運営指導当日準備する必要書類

II 主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）

第1 基本方針	1
第2 人員に関する基準	
1 従業者の員数	1
2 管理者	5
第3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	5
2 契約内容の報告等	7
3 提供拒否の禁止	7
4 サービス提供困難時の対応	7
5 受給資格の確認	9
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	9
7 身分を証する書類の携行	9
8 計画相談支援給付費の額等の受領	9
9 利用者負担額に係る管理	11
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	11
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	11
12 テレビ電話装置等を活用	23
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	23
14 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	23
15 管理者の責務	23
16 運営規程	25
17 勤務体制の確保等	27
18 業務継続計画の策定等	31
19 設備及び備品等	33
20 衛生管理等	35
21 掲示等	37
22 秘密保持等	39
23 広告	39
24 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	39
25 苦情解決	41
26 事故発生時の対応	43
27 虐待の防止	43
28 会計の区分	45
29 記録の整備	45
30 電磁的記録等	47
第4 変更の届出等	49

第5 給付費の算定及び取扱い

基本事項	5 1
1 計画相談支援費	5 1
2 利用者負担上限額管理加算	6 7
3 初回加算	6 7
4 主任相談支援専門員配置加算	6 7
5 入院時情報連携加算	6 9
6 退院・退所加算	6 9
7 居宅介護支援事業所等連携加算	7 1
8 医療・保育・教育機関等連携加算	7 3
9 集中支援加算	7 5
10 サービス担当者会議実施加算	7 5
11 サービス提供時モニタリング加算	7 7
12 行動障害支援体制加算	7 7
13 要医療児者支援体制加算	7 9
14 精神障害者支援体制加算	7 9
14 の 2 高次脳機能障害支援体制加算	8 1
15 ピアサポート体制加算	8 1
16 地域生活支援拠点等相談強化加算	8 5
17 地域体制強化共同支援加算	8 7
18 遠隔地訪問加算	8 7

(参考) 主な根拠法令等

区分	略 号	法 令 等 名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年 11 月 7 日, 法律第 123 号)
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年 1 月 25 日, 政令第 10 号)
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年 2 月 28 日, 厚生労働省令第 19 号)
	平 24 厚令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 13 日, 厚生労働省令第 28 号)
告示	平 24 厚告 227	指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号)
	平 24 厚告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)
	平 21 厚告 176	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域 (平成 21 年 3 月 3 日, 厚生労働省告示第 176 号)
	平 18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 539 号)
	平 30 厚告 115	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者 (平成 30 年 3 月 22 日, 厚生労働省告示第 115 号)
通知等	平 27 障発 0331 第 22 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 27 年 3 月 31 日障発 0331 第 22 号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 1 月 31 日, 障発第 1031001 号)

1	勤務実績表（出勤簿）/タイムカード、勤務体制一覧表	有・無
2	従業者の雇用に関する書類（辞令又は雇用契約書、資格証、研修修了証、就業規則）	有・無
3	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
4	運営規程、契約書、重要事項説明書、利用料金等の説明文書	有・無
5	個人情報使用に係る同意書（利用者・家族）	有・無
6	受給者証（写）	有・無
7	契約内容報告書	有・無
8	訓練等給付費の額に係る通知	有・無
9	工賃支払いに関する書類 ※生産活動により利用者に賃金を支払う事業所のみ	有・無
10	非常災害対策の計画、避難訓練の実施記録、消防用設備等点検結果報告書	有・無
11	感染対策等の記録（感染症対策委員会の記録、指針、研修・訓練記録、レジオネラ属菌検査等の結果記録）	有・無
12	業務継続計画（感染症・災害）、研修及び訓練の記録	有・無
13	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
14	苦情・相談に関する記録（マニュアル、対応記録）	有・無
15	事故対策・対応関係書類（マニュアル、事故・ヒヤリハット記録、事故報告書など）	有・無
16	内部・外部研修の記録	有・無
17	「虐待防止」に向けた取り組みに関する書類（虐待防止委員会の記録、指針、責任者が分かる書類、研修記録）	有・無
18	「身体拘束廃止」に向けた取り組みに関する書類 ・検討委員会の記録、指針、研修、手続き（説明・同意）の記録 ・拘束の事例がある場合は、利用者の心身の状況や検討の記録変更届（控）	有・無
19	「一連のケアマネジメントプロセス」に関する書類 ・サービス等利用計画利用計画、アセスメントの記録、ケース会議の記録 ・アセスメント結果の記録、サービス提供（支援経過）の記録 ・連絡調整の記録	有・無
20	給付費明細書（報酬請求の算定要件に適合することを確認できる記録書類）	有・無
21	領収証（請求書）（控）	有・無

注1 運営指導対象期間は、前回の運営指導以降分となります。初回の運営指導は、指定日以降分です。その期間に対応した上記書類を準備してください。
 なお、辞令（又は雇用契約書）及び資格証は、現在勤務されている方全員分について、当初の分からご用意をお願いします。

注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第1 基本方針	(1) 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っているか。 (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っているか。 (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。 (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っているか。 (5) 市、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 (6) 事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。 (7) 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (8) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (9) 事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連絡に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
第2 人員に関する基準	従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置いているか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	いる・いない 兼務 有・無
1 従業者の員数		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○運営規程 ○サービス等利用計画 ○ケース記録	法第 51 条の 23 平24厚令28第2条第1項 平24厚令28第2条第2項 平24厚令28第2条第3項 平24厚令28第2条第4項
	○関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等）	平24厚令28第2条第5項 平24厚令28第2条第6項
	○自己評価資料 ○自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録	平24厚令28第2条第7項
	○運営規程 ○研修計画、研修実施計画 ○虐待防止関係書類 ○体制の整備をしていることが分かる書類	平24厚令28第2条第8項 平24厚令28第2条第9項
	○適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者と連携したことが分かる書類	
(1) 従業者（基準第3条） ○指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○研修修了書	平24厚令28第3条第1項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の 1(1)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 従業員の員数	(2) 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が35又はその端数を増すごとに1としているか。	いる・いない
	(3) (1)に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数としているか。	いる・いない
	(4) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所に相談支援員（専ら当該事業所の職務に従事するものであって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置いているか。（ただし、<u>下記要件①②をいずれも満たす必要がある。</u>）	いる・いない
	この場合において、当該事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させているか。	いる・いない
	① 下記のアからエに掲げる基準いずれかに適合しているか。	
	ア 専ら指定計画相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修（平成24年厚生労働省告示第227号 第2号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了していること。	いる・いない
	イ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	いる・いない
	ウ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	いる・いない
	エ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、アに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	いる・いない
	② 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は児童福祉法に規定する障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、平成30年厚生労働省告示第115号別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事しているものに限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(2) 管理者（基準第4条） ○管理者が指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 なお、管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。 (3) 従たる事業所を設置する場合における特例（基準第4条の2） ○事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。	○管理者の雇用形態が分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○事業所一覧 ○各事業所の従業者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類	平24厚令28第4条 平24障発0330第22号 第二の1(2) 平24厚令28第4条の2 第1項 平24障発0330第22号 第二の1(3) 平24厚令28第4条の2 第2項
(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条） ○ 交付書面記載事項 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容 ③ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	○重要事項説明書 ○利用契約書（利用者または家族の署名捺印） ○その他利用者に交付した書面	平24厚令28第5条第1項 平24障発0330第22号 第二の2(1) 平24厚令28第5条第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 契約内容の報告等	(1) 指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市に対し遅滞なく報告しているか。 (2) サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市に対し遅滞なく提出しているか。	いる・いない いる・いない
3 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。	いる・いない
4 サービス提供困難時の対応	指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(2) 契約内容の報告等（基準第6条） ○事業者は、指定計画相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 ○事業者が計画相談支援対象障害者等に対してサービス等利用計画を作成したときは、市にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市に報告すること。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 (3) 提供拒否の禁止（基準第7条） ○事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表の注12から注14の2に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。 (4) サービス提供困難時の対応（基準第8条） ○事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。	○契約内容報告書 ○市町村に提出したことが分かる書類（控え等） ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平24厚令28第6条第1項 平24障発0330第22号 第二の2(2) 平24厚令28第6条第2項 平24厚令28第7条 平24障発0330第22号 第二の2(3) 平24厚令28第8条 平24障発0330第22号 第二の2(4)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 受給資格の確認	指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認しているか。	いる・いない
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない
7 身分を証する書類の携行	指定特定支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 (2) 交通費の受領 (1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けているか。 (3) 領収証の交付 (1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。	事例 有・無 いる・いない いる・いない いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
9 利用者負担額に係る管理	(4) 利用者の事前の同意 (2) の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。 指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない 事例 有・無 いる・いない
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 利用者への通知 法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。 (2) サービス提供証明書の利用者への交付 8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。	いる・いない いる・いない
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(1) 指定計画相談支援の方針は、第1の基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。 ① 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 ② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 ③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ることとしたものである。 (9) 利用者負担額に係る管理（基準第13条） ○事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。 (10) 計画相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条） ○基準第14条第1項は、事業者は、市から法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知することとしたものである。 ○同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他計画相談支援対象障害者等が市に対し計画相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。 (11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条） ○利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方並びに当該業務を行う相談支援専門員及び相談支援員の責務を明らかにしたものである。 ①相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（第1項第1号） 管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。 ②指定計画相談支援の基本的留意点（第1項第2号） 支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。 ③指定計画相談支援の基本的留意点（第1項第3号） 指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。	○重要事項説明書 ○適宜必要と認める資料 ・金銭台帳の類 ・請求書及び領収書（控） ・地域相談支援給付費等明細書（控） ○通知の写し ○サービス提供証明書の写し ○サービス等利用計画 ○相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類 ○利用者又はその家族に説明を行った記録	平24厚令28第12条第4項 平24厚令28第13条 平24障発0330第22号第二の2(9) 平24厚令28第14条第1項 平24障発0330第22号第二の2(10) 平24厚令28第14条第2項 平24厚令28第15条第1項 平24障発0330第22号第二の2(11)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 1 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1の基本方針及び1 1 (1)の方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。 ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われているか。 ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号） サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。 ④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号） 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。 ⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号） サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更にあたっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、児童の保育所等への移行支援並びに入所施設や及び精神科病院から地域への移行支援等の取組等も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 ⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号） 相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。 特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成にあたっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほかに、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。	○サービス等利用計画 ○アセスメントを実施したことが分かる書類 ○サービス等利用計画 ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 ○サービス等利用計画 ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 （地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等） ○利用者又はその家族に情報提供した記録	平24厚令28第15条第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 1 指定計画相談支援 の具体的取扱方針	⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。	いる・いない
	⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について、丁寧に把握しているか。	いる・いない
	⑦ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
	⑧ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第24項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
⑦ アセスメントの実施（第2項第5号） サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。 ○ アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 ○ 基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。 ⑧ 適切な意思決定支援の実施（第2項第6号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について、丁寧に把握しなければならない。 ⑨ アセスメントにおける留意点（第2項第7号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 ⑩ サービス等利用計画案の作成（第2項第8号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。	○サービス等利用計画 ○アセスメントを実施した記録 ○アセスメントを実施した記録 ○面接記録 ○サービス等利用計画案 ○アセスメントを実施した記録	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 1 指定計画相談支援 の具体的取扱方針	⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間１８０日を超えないようにしているか。	いる・いない
	⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	いる・いない
	⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
⑪ 短期入所のサービス等利用計画案への位置付け（第２項第９号） 短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものである。 この場合において、短期入所の利用日数に係る「日数が年間 180 日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。 従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。	○サービス等利用計画 ○モニタリング記録	
⑫ 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について 指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の種類の指定共同生活援助よりも短く 3 月間としているので留意すること。 また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。		
⑬ サービス等利用計画案の説明及び同意（第２項第１０号） サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びそのサービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。 なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。	○サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印）	
⑭ サービス等利用計画案の交付（第２項第１１号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。 なお、基準第 30 条第 2 項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5 年間保存しなければならない。	○利用者に交付した記録	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 1 指定計画相談支援 の具体的取扱方針	⑫ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	いる・いない
	⑬ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	いる・いない
	⑭ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
⑮ サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取（第2項第12号） 相談支援専門員は、利用者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、利用者及び支給決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものである。 なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）第10条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。	○サービス担当者会議記録 ○サービス等利用計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録	
⑯ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第13号） 相談支援専門員は、第10号と同様に第12号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者等の同意を得なければならない。	○サービス担当者会議記録 ○サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印）	
⑰ サービス等利用計画の交付（第2項第14号） 相談支援専門員は、第12号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第13号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。	○利用者に交付した記録	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 1 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第2条に規定する基本方針、(1) 及び (2) に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。 ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 ② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第24項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 ③ (3) の①に規定するサービス等利用計画の変更は、(2) の①から⑨まで及び⑫から⑭までの規定に準じて行っているか。 ④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 ⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 ⑥ 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行う者又は指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行っているか。 ⑦ 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援を利用している場合には、法第5条第13項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス利用等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
⑱ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号） 指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとする。なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する各担当者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該各担当者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、各担当者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。 ⑲ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑳ サービス等利用計画及びモニタリング期間の変更（第3項第3号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第8号及び第12号から第14号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 ㉑ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号） 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 ㉒ 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号） 相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。 ㉓ 指定就労移行支援又は指定就労継続支援の事業者との連携（第3項第6号） 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行う者又は指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。 ㉔ 指定就労選択支援事業所との連携（第3項第7号） 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援を利用している場合には、法第5条第13項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス利用等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うものとする。	○サービス等利用計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○事業者等と連絡調整した記録 ○地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○面接記録 ○経過記録 ○同準用項目と同一文書 ○施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 ○施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録	平24厚令28第15条第3項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 2 テレビ電話装置等の活用	相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 ① 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が平成21年厚生労働省告示第176号に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 ② 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	ある・ない いる・いない
1 3 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	いる・いない
1 4 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	いる・いない
1 5 管理者の責務	(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	いる・いない
	(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(12) テレビ電話装置等を活用した面接（基準第 15 条の 2） ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。及び当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合にテレビ電話装置等を活用することができる。 ➢厚生労働大臣が定める地域 ・ 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ・ 奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島 ・ 山村振興法第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村 ・ 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 等	○適宜必要と認める資料	平24厚令28 第15条の2
(13) 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付（基準第 16 条） ○事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、変更後の指定特定相談支援事業者が滞りなく指定計画相談支援の業務を行うことができるよう、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。	○適宜必要と認める資料	平24厚令28 第16条 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の2(12)
(14) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知（基準第 17 条） ○市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定特定相談支援事業者は、その計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知しなければならないこととしたものである。	○適宜必要と認める資料	平24厚令28 第17条 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の2(13)
(15) 管理者の責務（基準第 18 条） ○管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第 2 章第 3 節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平24厚令28 第18条第1項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の2(14) 平24厚令28 第18条第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 6 運営規程	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(16)運営規程（基準第19条） ○指定計画相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） ➢従業者については、相談支援専門員、相談支援員、その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。 なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。） ② 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額（第4号） ➢指定計画相談支援の提供方法及び内容については、サービス内容及び計画相談支援対象障害者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。 ③ 通常の事業の実施地域（第5号） ➢通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 ④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号） ➢指定特定相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。	○運営規程	平24厚令28第19条 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の2(15)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 6 運営規程		
1 7 勤務体制の確保等	(1) 利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 (3) 相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号） ➢ 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること等を指すものであること。 ⑥ その他運営に関する重要事項（第8号） ➢ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 (17) 勤務体制の確保等（基準第20条） ○ 利用者等に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ① 基準第20条第1項は、指定特定相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること ② 同条第2項は、当該指定特定相談支援事業所の従業者によって指定計画相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定特定相談支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。 ③ 同条第3項は、当該指定特定相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	○従業者の勤務表 ○勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 ○研修計画、研修実施記録	平24厚令28第20条第1項 平24障発0330第22号第二の2(15) 平24厚令28第20条第2項 平24厚令28第20条第3項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 勤務体制の確保等	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。 ○事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ① 指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ➢職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ➢相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	平24厚令28第20条第4項

チェックポイント	関係書類	根拠法令
イ 指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されているので参考にされたい。 (18) 業務継続計画の策定等（基準第20条の2） ○ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定計画相談支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、指定特定相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ○ なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）を参照されたい。 ○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。	○業務継続計画（BCP） ・新型コロナウイルス ・自然災害	平24厚令28第20条の2第1項 平24障発0330第22号第二の2(17)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
18 業務継続計画の策定等	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない いる・いない
19 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ○ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的 (年1回以上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ○ 訓練 (シミュレーション) においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的 (年1回以上) に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	○ 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 ○ 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 ○ 適宜必要と認める資料 ・図面 ・備品台帳 ・備品等の賃貸借契約など	平24厚令28第20条の2第2項 平24厚令28第20条の2第3項 平24厚令28第21条第1項 平24障発0330第22号第二の2(18)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
20 衛生管理等	(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	いる・いない
	(2) 指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	いる・いない
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。	
	① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。	いる・いない
	② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	いる・いない
	③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(20) 衛生管理等（基準第 22 条） ○基準第 22 条第 1 項及び第 2 項は、事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。 ○同条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ➢当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ➢構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➢感染対策委員会は、利用者の状況など指定特定相談支援事業所の状況に応じ、<u>おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催する</u>とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ○ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定特定相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ➢当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。	○衛生管理に関する書類 ○衛生管理に関する書類 ○委員会議事録 ○感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類	平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の 2 (19) 平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項 平 24 厚令 28 第 22 条第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
20 衛生管理等		
21 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(2)の規定による掲示に代えているか。(掲示ができない場合に掲示に代えているか。) (3) (1)の重要事項の公表に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
➢ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ➢ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➢ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が<u>定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい</u>。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➢ なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 ➢ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である</u>。 ➢ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➢ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
(21) 掲示等（基準第23条） ○ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 ○ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ○ 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。 ○ 公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。	○ 事業所の掲示物 ○ 備え付け閲覧物 ○ 公表していることが分かる書類	平24厚令28第23条第1項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の 2(20) 平24厚令28第23条第2項 平24厚令28第23条第3項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 2 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
2 3 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてないか。	いる・いない
2 4 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(22) 秘密保持等（基準第 24 条） ○ 事業者は、当該事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 ○ 利用者又はその家族の同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） ○個人情報同意書 ○事業者のHP画面・パンフレット	平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の 2 (21) 平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項 平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項 平24厚令28第25条
(24) 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止(基準第 26 条) ○ サービス等利用計画の作成又は変更に関し、事業者及び事業所の管理者が当該事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。 これは、サービス等利用計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者による福祉サービスの利用を妨げることを指すものである。 ○ 事業所の相談支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業者による福祉サービスの利用を妨げることを指すものである。 ○ 計画相談支援の公正中立を確保するために、事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の福祉サービスの事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平24厚令28第26条第1項 平 24 障発 0330 第 22 号 第二の 2 (22) 平24厚令28第26条第2項 平24厚令28第26条第3項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 苦情解決	(1) 事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	いる・いない 事例 有・無
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	事例 有・無 いる・いない
	(3) その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	事例 有・無 いる・いない
	(4) その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	事例 有・無 いる・いない
	(5) その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	事例 有・無 いる・いない
	(6) 事業者は市から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を市長又は市町村に報告しているか。	事例 有・無 いる・いない
	(7) 事業者は社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	事例 有・無 いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(25) 苦情解決（基準第 27 条） ○「必要な措置」とは、具体的には相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。 ○ 同条第 2 項は、苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物 ○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル ○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市への報告書 ○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 22 号第二の 2 (23) 平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項 平 24 厚令 28 第 27 条第 3 項 平 24 厚令 28 第 27 条第 4 項 平 24 厚令 28 第 27 条第 5 項 平 24 厚令 28 第 27 条第 6 項 平 24 厚令 28 第 27 条第 7 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 6 事故発生時の 対応	(1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) (1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	いる・いない いる・いない 事例 有・無い いる・いない
2 7 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。（※虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。）	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(26) 事故発生時の対応（基準第 28 条） ○ 利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者等の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 ○ 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましい。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ○ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 ○ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 《参考》 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） (27) 虐待の防止（基準第 28 条の 2） ○ <u>虐待防止委員会</u>の役割は以下の 3 つがある。 ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ➢ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要</u>であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ➢ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 ➢ 指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。	○事故対応マニュアル ○市、家族等への報告記録 ○事故の対応記録 ○ヒヤリハットの記録 ○再発防止の検討記録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） ○委員会議事録 ○研修を実施したことが分かる書類 ○担当者を配置していることが分かる書類	平24厚令28第28条第1項 平 24 障発 0330 第 22 号第二の 2 (24) 平24厚令28第28条第2項 平24厚令28第28条第3項 平24厚令28第28条の2 平 24 障発 0330 第 22 号第二の 2 (25)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 虐待の防止		
28 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
29 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日（完結の日）から5年間保存しているか。 ① 11の(3)福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ③ アセスメントの記録 ④ サービス担当者会議等の記録 ⑤ モニタリングの結果の記録 ⑥ 市への通知に係る記録 ⑦ 苦情の内容等の記録 ⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ○従業員に対する<u>虐待防止のための研修の実施</u>に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 ➢職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について適切に記録の上5年間保存することが必要である。 ➢なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ○第3項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。		
(28) 会計の区分（基準第29条） ○ 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。 (29) 記録の整備（基準第30条） ○ 次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。 ① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③ 第17条に規定する市への通知に係る記録 ④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○収支予算書・決算書等の会計書類 ○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○左記①～⑤の記録	平24厚令28第29条 平24障発0330第22号第二の2(26) 平24厚令28第30条第1項 平24障発0330第22号第二の2(27) 平24厚令28第30条第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 電磁的記録等	(1) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	いる・いない
	(2) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(30) 電磁的記録（基準第31条第1項） ○第1項は、指定特定相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この命令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたもの。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 電磁的方法（基準第31条第2項） ○第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたもの。 (1) 電磁的方法による交付は、以下の①から⑤までに準じた方法によること。 ① 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第5条の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 ア 電磁情報処理組織を使用する方法のうちa又はbに掲げるもの a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第5条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第5条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	○電磁的記録簿冊 ○適宜必要と認める資料	平24厚令28第31条第1項 平24厚令28第31条第2項

チェックポイント	関係書類	根拠法令
② ①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによることによる文書を作成することができるものでなければならない。 ③ ①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ④ 事業者等は、①の規定により基準第5条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア ①のア及びイに規定する方法のうち事業者等が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 ⑤ ④の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第5条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) その他、第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (4) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。	○適宜必要と認める資料	法第51条の25第3項 施行規則第34条の60 法第51条の25第4項 施行規則第34条の60

チェックポイント	根拠法令
第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1. 計画相談支援費の算定について （1）基本的な取扱い 指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の<u>基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</u> ① 指定サービス利用支援 （一）サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第7号） （二）サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第10号及び第13号） （三）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第11号及び第14号） （四）サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第12号） ② 指定継続サービス利用支援 （一）利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第3項第2号） （二）サービス等利用計画の変更についての①の（一）から（四）までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、第12号から第14号まで） ③ 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて （一）趣旨 機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。 （二）基本的取扱方針 当該報酬の対象となる事業所は、 ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。 ○本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 （三）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）の具体的運用方針	平24厚告125 別表の1の注1 平27厚告180の一

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 計画相談支援費 サービス利用支援費	(1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た<u>指定特定相談支援事業所</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「<u>指定基準</u>」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における<u>計画相談支援対象障害者等の数</u>（同条第2項に規定する<u>計画相談支援対象障害者等の数</u>をいう。11において同じ。）（<u>前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。</u>）を当該指定特定相談支援事業所の<u>相談支援専門員</u>（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の<u>員数</u>（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「<u>相談支援専門員の平均員数</u>」という。）で<u>除して得た数</u>（以下「<u>取扱件数</u>」という。）の40未満の部分に<u>相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</u> ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 (2) サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 (3) サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ア 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）について （ア）（Ⅰ）関係 一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。 また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。 - a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 - b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。 - c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。 （イ）（Ⅰ）の（一）関係 <u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」</u>は、次の要件を満たすものでなければならないこと。 - a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 （a）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 （b）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 （c）地域における事業者や活用できる社会資源の状況 （d）保健医療及び福祉に関する諸制度 （e）アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 （f）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 （g）その他必要な事項 - b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 - c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア（ア）cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 （ウ）（Ⅰ）の（二）関係 <u>24時間連絡可能な体制</u>とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。 （エ）（Ⅰ）の（三）関係 <u>相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修</u>については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 計画相談 支援費 サービス利 用支援費		

チェックポイント	根拠法令
(オ) (1)の (四) 関係 機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。 (カ) (1)の (六) 関係 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 (キ) (1)の (七) 関係 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 (ク) (1)の (八) 関係 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。 (ケ) (1)の (九) 関係 取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。 また、取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前 6 月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 (コ) (2) 関係 アの（ア）に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第 1 号イの (2) の (一) 及び (三) については、アの（イ）～（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第 1 号イの (2) の (二) については、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 計画相談 支援費 サービス利 用支援費		

チェックポイント	根拠法令
また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該３名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 <u>イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u> こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第１号ロの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、２名（現任研修を修了した相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該２名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 なお、厚生労働大臣が定める基準第１号ロの(1)の(一)については、アの(イ)～(カ)まで、(ク)及び(ケ)の規定を準用すること。 厚生労働大臣が定める基準第１号ロの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、２名（現任研修を修了した相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該２名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 <u>ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u> 厚生労働大臣が定める基準第１号ハの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、現任研修を修了した相談支援専門員１名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該１名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 なお、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第１号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。 厚生労働大臣が定める基準第１号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、現任研修を修了した相談支援専門員１名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 計画相談支援費 サービス利用支援費		
継続サービス利用支援費	注2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
継続サービス 利用支援費	(2) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 (3) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 注3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第7号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。	いる・いない いる・いない いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
障害児相談支援対象保護者に指定計画支援を行う場合	注4 障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。	いない・いる
同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合	注5 同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。	いる・いない
居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	注6 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下、「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下、「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 582単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 582単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 582単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 582単位 (5) サービス利用支援費（Ⅰ） 582単位 (6) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 633単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 633単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 633単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 633単位 (10) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 633単位	いる・いない
居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	注7 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 894単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 894単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 894単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 894単位 (5) サービス利用支援費（Ⅰ） 894単位 (6) サービス利用支援費（Ⅱ） 54単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 945単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 945単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 945単位 (10) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 945単位 (11) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 945単位 (12) 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 243単位	いる・いない
介護予防支援費重複減算	注8 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。 ○同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。 ○ 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示 1 の注 6 から 8 までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、1 人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。	平24厚告125 別表の1の注4 平24厚告125 別表の1の注5 平24厚告125 別表の1の注6 平24厚告125 別表の1の注7 平24厚告125 別表の1の注8

主眼事項	着 眼 点	自己評価
情報公表未報告減算	注9 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
業務継続計画 未策定減算	注10 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
虐待防止措置 未実施減算	注11 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
特別地域加算	注12 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない 非該当
地域生活支援拠点等 機能強化加算	注13 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）又はロの(1)機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表, 災害発生時の迅速な情報共有, 財務状況の見える化の推進を図る観点から, 障害福祉サービス等情報公表システム上, 未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また, 施行規則において, 市町村長は, 指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に, 情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。 ○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても, 必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため, 業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から, 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては, 所定単位数を減算する。 ・以下の基準に適用していない場合, 所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において, 利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための, 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練, 必要に応じた計画の変更）を講ずること。 ○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため, 以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について, 減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し, その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し, 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。 ○地域生活支援拠点等機能強化加算 事業所の基準は、次のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(3)のいずれにも該当するものであること。 (1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定障害児相談支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。 ロ 次の(1)から(3)のいずれにも該当するものであること。 (1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。 (3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。	平24厚告125 別表の1の注9 平24厚告125 別表の1の注10 平24厚告125 別表の1の注11 平24厚告125 別表の1の注12 平24厚告125 別表の1の注13

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 利用者負担上 限額管理加算	注 指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
3 初回加算	注 1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
4 主任相談支 援専門員配置 加算	注 1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、チェックポイントに掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、チェックポイントに掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。 注 2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 利用者負担上限額管理加算 150単位 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際を超えているか否かは算定の条件としない。 ○ 初回加算 300単位 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。 (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 (3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等（テレビ電話装置等の活用可。ただし、月1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）を訪問し面接を行った場合 なお、上記（3）の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ○ イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位 □ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位 (1) 基準 イの主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）については、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。 □の主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）については、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。 なお、ここでいう「研修を実施」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていないなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 (2) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、<u>相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</u> (3) 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	平24厚告125 別表の2の注 平24厚告125 別表の3の注1 平27厚告180の二 平24厚告125 別表の3の注2 平24厚告125 別表の4の注 平30厚告115

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 入院時 情報連携 加算	注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、チェックポイントに掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、チェックポイントに掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない
6 退院・ 退所加算	注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（3の初回加算を算定する場合を除く。）	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 等 連 携 加 算	注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 (1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する<u>指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所</u>（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る<u>必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画</u>（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 150 単位 (2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、<u>月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合</u>（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、<u>当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合</u>（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (4) 計画相談支援対象障害者等が<u>通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合</u> 150 単位	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「雇用先事業所等」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算する。 ①指定居宅介護支援事業所等への情報提供 ②利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係） ③指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催 ④雇用先事業所等への情報提供 ⑤利用者等への訪問による面接 ⑥雇用先事業所等が開催する会議への参加 ➤居宅介護支援事業所等連携加算の注中（１）及び（４）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 ➤居宅介護支援事業所等連携加算の注中（１）の「作成等に協力する場合」、同（４）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。 ➤居宅介護支援事業所等連携加算の注中（２）及び（５）の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、（１）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、<u>１月につき居宅介護支援事業所等連携加算の注中（１）から（６）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ２回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内においては、１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u> ➤例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、１月に居宅等を２回以上訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り）、面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。 また、<u>当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。</u> ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。	平24厚告125 別表の7の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 居宅介護支援事業所等連携加算	(5) 計画相談支援対象障害者等が<u>通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合</u>（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (6) 計画相談支援対象障害者等が<u>通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合</u>（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位	いる・いない いる・いない
8 医療・保育・教育機関等連携加算	注1 指定特定相談支援事業者は、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算しているか。 (1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。）(3)、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、初回加算及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）次の（一）又は（二）に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる単位数 （一）指定サービス利用支援を行った場合 200 単位 （二）指定継続サービス利用支援を行った場合 300 単位 (2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 300 単位 (3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 150 単位 注2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(3) 手続 ① 居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第四の7の(3)【入院時情報連携加算】の規定を準用する(情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。))。 ② 居宅介護支援事業所等連携加算の注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 居宅介護支援事業所等連携加算の注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ○医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。 ① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等事業者を除く。)の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合 ② 利用者への退院同行 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ③ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。 (3) 手続 第4の8の(3)【退院・退所加算】の規定を準用する(関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。))。	平24厚告125 別表の8の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
9 集中支援 加算	注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算しているか。 ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度する。 (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。） 300 単位 (4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位 (5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 150 単位 注2 注1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 病院等及び訪問看護ステーション等 (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
10 サービス 担当者会議 実施加算	注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○集中支援加算について (1) 趣旨 当該加算は、計画決定月及びモニタリング対象月以外において、利用者等への訪問による面接、サービス担当者会議の開催、関係機関が開催する会議への参加、利用者への通院同行、福祉サービス等提供機関への情報提供のいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。 (2) 算定にあたっての留意事項 ➢集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 ➢集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 ➢集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等提供機関」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。 なお、福祉サービス等提供機関からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。 また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算(Ⅰ)、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。 (3) 手続 ① 集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の9(3)【居宅介護支援事業所等連携加算】の②の規定を準用する(面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。)。 ② 集中支援加算の注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 集中支援加算の注中(3)を算定する場合は、第四の9の(3)の③の規定を準用する(会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。)。	平24厚告125 別表の9の注
○サービス担当者会議実施加算の取扱いについて 100単位 (1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に加算するものである。 (2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 (3) 手続 第四の11の(3)の②【集中支援加算】の規定を準用する(サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。)。	平24厚告125 別表の10の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 1 サービス提供時モニタリング加算	注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員 1 人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が 39 を超える場合には、39 を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業者の相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。	いる・いない
1 2 行動障害支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第6号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）別表第8に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 (3) 実践研修修了者が、区分 3（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第 4 号）第1条第4号に掲げる区分 3 をいう。）以上に該当し、かつ、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第4号に該当する者（以下「強度行動障害者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。 ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位 イの(1)及び(2)の基準に適合していること。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて 100単位 (1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。 なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の利用者の状況 ウ その他必要な事項 (2) 算定に当たっての留意事項 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。 (3) 手続 (1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ○ 行動障害支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである。 (3) 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	平24厚告125 別表の11の注 平24厚告125 別表の12の注 平27厚告180の四

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 要医療児者支援体制加算	注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第7号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第3項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額を算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「医療的ケア児」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務に従事する場合であって、現に医療的ケア児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。 ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位 イの(1)及び(2)の基準に適合していること。	いる・いない いる・いない いる・いない
14 精神障害者支援体制加算	注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第8号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。）の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を1名以上配置していること。 (2) イに規定する者を配置している旨を公表していること。 (3) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。 （続く）	いる・いない いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 4 精神障害者支援体制加算	(4) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して、現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務に従事する場合であって、現に精神に障害ある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。 □ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位 イの(1)及び(2)の基準に適合していること。	いる・いない
1 4 の 2 高次脳機能障害支援体制加算	注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第9号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 (3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故の受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して、現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。 □ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位 イの(1)及び(2)の基準に適合していること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
1 5 ピアサポート体制加算	注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 （計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3【自立生活援助サービス費】の（7）の④の規定を準用する（右記のとおり）。）	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ピアサポート体制加算 100単位 ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修を修了（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。 ア 障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者 イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。 （一）算定に当たっての留意事項 ア 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。 また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア）身体障害者・・・身体障害者手帳 （イ）知的障害者・・・①療育手帳 ②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ①精神障害者保健福祉手帳 ②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ④医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等	平24厚告125 別表の15の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 ピアサ ポート体制 加算		

チェックポイント	根拠法令
(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 (オ) その他市が認める書類又は確認方法 (二) 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。 また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 6 地域生活支援拠点等相談強化加算	注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。） ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第11号） 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて 700単位 (1) 趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。 また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。 ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。 なお、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。 (3) 手続 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	平24厚告125 別表の16の注 平27厚告180の七

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 地域体制強化共同支援加算	注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第12号） イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 <u>ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする</u>	いる・いない
18 遠隔地訪問加算	注 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は障害福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、3の初回加算（注2に該当する場合に限る。）、5の入院時情報連携加算（注のイの入院時連携加算（I）を算定する場合に限る。）、6の退院・退所加算、7の居宅介護支援事業所等連携加算（注の(2)及び(5)に限る。）、8の医療・保育・教育機関等連携加算（注1の(1)及び(2)に限る。）又は9の集中支援加算（注1の(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	いる・いない
19 福祉・介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市に届け出た場合、1から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※令和8年6月1日から新設	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
17 地域体制強化共同支援加算 2000単位 (1) 趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。 なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。 なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。 (3) 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	平24厚告125 別表の17の注 平27厚告180の七
18 遠隔地訪問加算 300単位 (1) 趣旨 当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。	平24厚告125 別表の18の注
19 福祉・介護職員等処遇改善加算 他事業の加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件による	